

## 専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

### 1 趣旨

国土交通省は、平成30年3月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「本市基準」といいます。）及び整備基準を解説する「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[公共交通機関の施設編]」（以下「マニュアル」といいます。）を見直すこととなりました。

改正した本市基準は、既に令和2年4月に公布していますが、このたび、マニュアルの改正案がまとまりましたのでご報告します。

## 2 検討の経過

第42回推進会議（平成30年8月）において、専門委員会で本市交通基準及びマニュアルの改正について検討することが承認されました。これを受け、平成30年12月から検討を開始しました。

年度	月	推進会議	専門委員会	その他の動き
H30	8	第42回 専門委員会における 基準の検討を承認		
	12		第3回 本市基準の改正案検討①	
	2		第4回 本市基準の改正案検討②	
H31 ・ R1	4		第1回 本市基準の改正案検討③	
	6	第43回 検討状況報告		
	8		第3回 本市基準の改正案検討④	
	11	第44回 本市基準改正案素案承認		
	12			市民意見公募 本市基準改正案
	1			
	2		第4回 作業部会における マニュアルの検討を決定	
R2	4			改正規則公布
	5		第1回作業部会 マニュアルの改正案検討①	
	6		第2回作業部会 マニュアルの改正案検討②	
	7		意見照会(随時) マニュアルの 改正案について	
	8			第3回作業部会 マニュアルの改正案検討③
	9	第45回 検討状況報告		
	10	意見照会 マニュアル改正案について	第1回 マニュアル改正案に ついて	
	11			市民意見公募 マニュアル改正案
	12	第46回 検討状況報告		

### 3 改正概要

#### (1) 本市基準

##### ア 移動等円滑化された経路

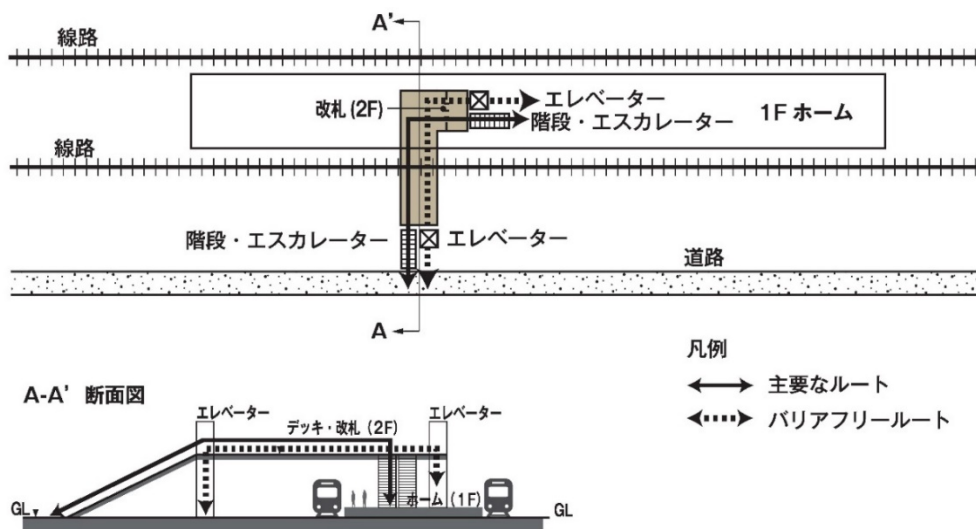
#### (ア) 移動等円滑化された経路（バリアフリールート）の整備

a バリアフリールートに関する整備基準の項目を追加（規則別表第8、第9）

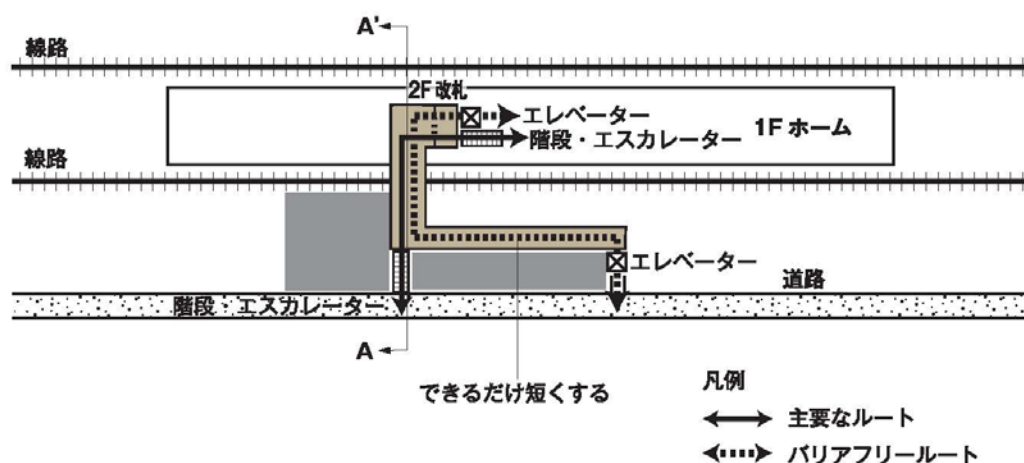
- ・個別の整備項目（出入口、通路など）に分散していたバリアフリールートの考え方を、公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によって構成されることがわかるよう、明文化しました。

b 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準 ①

- ・主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化しました。



#### バリアフリールートの方が距離が長い例



c 主要なルートと移動等円滑化されたルートが異なる場合の整備基準 ②

- ・事前協議の際、長さの差をできる限り小さくしたルートであることを、書面により説明することを基準化しました。

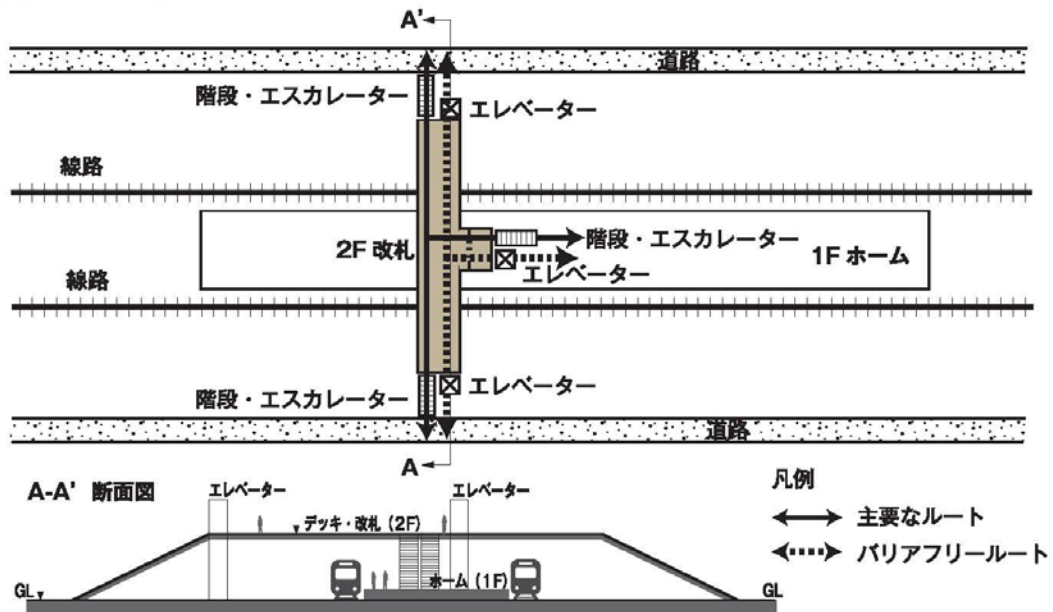
（「できる限り」の定義が曖昧で個別性が高く、駅ごとに丁寧に判断する必要があるため、図面等を用いて説明を求めることを基準化）

## (イ) バリアフリールート の複数整備

- a 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ① (原則として全ての駅)
- ・線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールート を設けることを基準化しました。

(対象となる駅は、線路・水路等を挟んだ各側に出入口を有する全ての鉄軌道駅)

### 線路の両側に出入口 (改札口1つ・出入口2つ) がある例



- b 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ② (例外規定)
- ・駅の規模、出入口の設置状況や、駅の利用の状況等を勘案して利便を著しく阻害しない場合は、上記の規定の対象外とすることを基準化しました。

## (ウ) 乗り継ぎルートのバリアフリー化

- a 同一事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化
- ・同一事業者間の乗り継ぎルートの1以上をバリアフリー化することを基準化しました。
- b 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ①
- ・主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合には、長さの差をできる限り小さくすることを基準化しました。
- c 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ②
- ・長さの差をできる限り小さくしたルートであることを、事前協議の際に書面による説明を求めることとしました。

**利用の状況を考慮した台数、大きさ**

鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化しました。

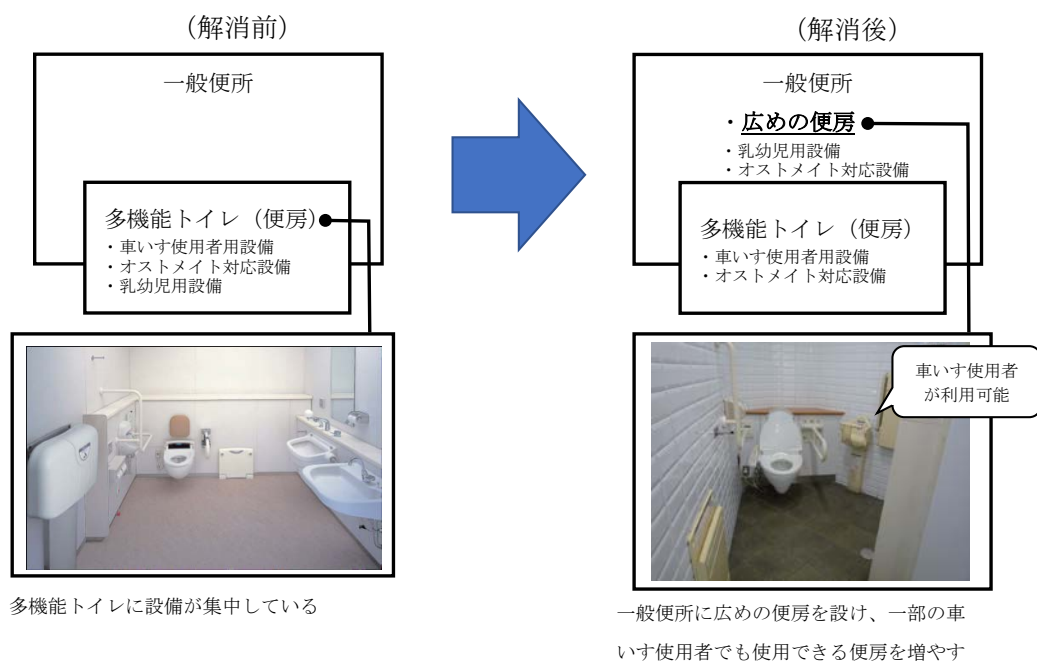
ウ 便所

**(ア) 構成の変更**

a 整備基準の構成の変更 ①

- ・多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行整備基準の構成から、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更しました。

**利用者の集中を解消する整備例（配置イメージ）**



b 整備基準の構成の変更 ②

- ・便所全体に関する整備基準が2つの項目に分かれて規定されているなど、参照すべき条文がわかりにくかったため、機能毎に整備基準の構成を組み替えました。

(本市建築物整備基準と同様)

<b>(イ) 乳幼児連れ用設備等の基準化</b>
<p>a 乳幼児連れ用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を新たに基準化しました。</li> <li>・おむつ交換台は、1以上の便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上）において設置することを基準化しました。（設置場所は便房内に限定しない規定としました）</li> </ul>
<p>b 乳幼児連れ用設備の案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児連れ用設備を設けた便所及び便房出入口の案内表示を、新たに基準化しました。</li> </ul>
<p>c 専用水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用水栓を1以上設置することを基準化しました。</li> </ul>
<p>d 視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者にわかるように、便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化しました。</li> </ul>

## エ 案内表示

<b>項目名の変更</b>
整備基準の項目の表記を「案内標示」から「案内表示」に変更しました。

## (2) マニュアル

### ア 全体に関する内容

<b>構成、要素の見直し・追加</b>
<p>(ア) レイアウトの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に対応する参考図と解説が分かりやすいレイアウトにします。</li> </ul>
<p>(イ) 図・解説の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正した基準に合わせ、図・解説を修正・追加します。</li> </ul>
<p>(ウ) コラム・利用者の声の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備をする際の参考となるよう、整備基準や福祉のまちづくりに関連する事項を「コラム」として新たに掲載します。</li> <li>・利用者の意見や要望を「利用者の声」として新たに掲載します。</li> </ul>

### イ 概要編

<b>概要編の追加</b>
条例及び施行規則の趣旨や、全ての項目に共通する事項を解説するページとして「概要編」を新設します。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 改正本市基準施行、改正マニュアル発行

※改正したマニュアルは市ホームページで公開します